

平成29・30年度 建設工事競争入札参加資格審査における
「解体工事」の申請に関する留意事項について

1. 主な申請要件

①建設業許可を受けていること（下記のいずれか）

a) 「解体工事業」の建設業許可を受けている者

b) 平成28年6月1日時点で「とび・土工・コンクリート工事業」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる者

〔ただし、同日以降に許可を廃業した者や、知事許可から大臣許可、一般許可から特定許可へ変更した者など、建設業法改正に伴う「とび・土工・コンクリート工事業」許可の経過措置が適用されない者を除く。〕

②経営事項審査を受けていること

・審査基準日の直前1年間に終了する事業年度の決算日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること
(上記①bに該当する場合は、とび・土工・コンクリート工事業の経営事項審査を受けていれば可)

③完成工事高が一定以上あること

・解体工事の完成工事高（上記②の経営事項審査における2年平均または3年平均の金額）が250万円を超えていること
〔ただし、平成27・28年度の入札参加資格者名簿において「とび・土工・コンクリート（その他）」に搭載がない者（新規業者）は、2年平均または3年平均の完成工事高が500万円以上であること〕

※その他の申請要件は、「平成29・30年度競争入札参加資格審査申請要領」をご確認ください。

2. その他

・平成29・30年度入札参加資格を適用する平成29年5月1日以降の入札において、「解体工事」の入札参加資格がない場合は、解体工事の入札に参加できませんのでご注意ください。